

初期ケインズの貨幣觀(2)

——『インドの通貨と金融』における
ケインズの金為替本位制度觀——

片 岡 俊 郎

I

私は、前稿において⁽¹⁾、ケインズの最初の著作、『インドの通貨と金融』(1913)の第1章「ルピーの現況」を分析した。本稿はそれに続く第2章「金為替本位制度」を問題にする。私が前稿で問題にしたのはケインズの現状認識であり、ケインズ自身が的確に当時のインドの現状を把握出来たのはケインズが貨幣を軸に現実に接近した結果であることの指摘であった。

本稿においては、前稿において問題提起したことがらについて、より検証を加えると同時に、ケインズの「金為替本位制度」觀を吟味することによってケインズの貨幣理論を具体的に検討することを開始する。そこにはマルクス的貨幣論との交差も当然生ずるのではあるが、そのことを前面に押出すのではなくに、ケインズの叙述の内的論理一貫性を追究することによってケインズの問題点を指摘することを目的とする。したがって、本稿は第2章「金為替本位制度」の要約から始めることが適當であろう。

II

ケインズは『インドの通貨と金融』⁽¹⁾、第2章「金為替本位制度」を前章との関連

(注)(1)拙稿「初期ケインズの貨幣觀—『インドの通貨と金融』におけるケインズの問題意識—」(『福山大学経済学論集』第1巻第2号、1977年。)

初期ケインズの貨幣觀(2)

を考慮しながら次のように書き出している。「もしわれわれがインドの制度を、適正な見通しをもって見ようとするならば、しばらく本題を離れて、通貨の発展全般の議論をすることが必要である。」⁽²⁾そしてケインズは本章の目的あるいは課題を次の四点に整理する。第1にイギリスの通貨制度はイギリス独特のものであって他の環境には適さないこと、第2に「健全」通貨という伝統的な考え方はイギリスの通貨制度のごく表面的なところから引き出されたものであること、第3にイギリス以外の他の諸国においてイギリスの通貨制度とはいから違った型の制度が発展してきていること、そして最後に前章で分析したインドの通貨制度はイギリス以外の他の諸国で発展してきた制度と本質的には一致していることの四点である。われわれが本章を要約するに際しても、以上の四点に従うことが適當であろう。

先ずケインズはイギリスの通貨制度がイギリス独自のものであることをイギリスの通貨の歴史から説き始める。イギリスの通貨は価値基準と交換手段の統一としてのソヴリン金貨であり、金節約の試みとして、交換手段としては一時銀行券が使用されたが、1844年の銀行条令によってこの傾向が完全に阻止された後は、小切手がこれにかわってめざましい発展をとげたことを指摘する。つまりソヴリン金貨を通貨として持ったイギリスは金の節約のために独自の通貨制度を作り上げたのである。その結果イギリスにおける金貨の使用法は現在では三つ、「習慣的に現金払いが要求される鉄道旅行における支出のような、ある種の現金支出のための(交換手段)、賃金支払のための(交換手段)、そして外国への正貨の流出に応ずるための交換手段として」⁽³⁾であり、金準備という関点からすれば比較的予知の容易な前二者は二義的なものとなり、重要なのは容易に予知しにくい海外への金流出であると結論づける。そこで金流出を考察する場合、国際短期貸付市場においてその国が債権国であるか、債務国であるかによって大いに異なり、イギリスの場合は債権国であることを前提にして、金の流出を調整する「公定歩合」政策が見事に成功してきたことが同時に指摘される。つまりイギリスの通貨制度の特徴はソヴリン金貨を通貨に持ちながら国内的には

主要な交換手段として小切手の使用を認めていることと、国際的には国際短期貸付市場においてイギリスが債権国であるがゆえに「公定歩合」政策が金の流出入の調整に役立っていること、その意味においてまさにイギリス独特のものであって、他の環境には容易に適さないものであることが具体的に示される。

次にイギリス以外の諸外国の通貨制度を見るに、当面のイギリスの通貨制度の歴史が19世紀から始まりほぼ1850年代までに完成したのに比して19世紀の最後の四半世紀に始まった点が確認される。そしてその当時イギリスの通貨制度が順調に機能しているのを見て、諸外国の通貨制度は目前のイギリスの通貨制度に大きく影響されることとなる。その結果が小切手帳の使用を無視した金貨の導入と、国際短期貸付市場におけるイギリスの独特な位置つまり債権国であることを考慮に入れない公定歩合政策の導入である。このことをケインズは次のように述べている。「彼ら(諸外国)は、金本位制度を導入したとき、金通貨もいっしょに作った。そしていくつかの場合、公定歩合がイギリスを手本として作られた。⁽⁴⁾」このような実体を無視した形式の模倣には、制度の充分な機能の保証があるはずではなく、最初に模倣したドイツにおいてさえドイツの通貨当局がイギリスの通貨制度にいくら近似させようとしてもその矛盾は覆い隠すことは出来ないことが後でケインズによって指摘されることになる。要するにイギリスの「健全」通貨の思想はごく表面的なところから引き出されていることをわれわれは確認することが出来る。

第3の説明に入るに際して、ケインズは「個々の制度を詳細に考察することは、この概説にとって必要ではない。」⁽⁵⁾としながら続けて「しかし、ヨーロッパの国々に限定して、われわれが、たとえば、フランス、オーストリア＝ハンガリー、ロシア、イタリア、スウェーデン、またはオランダのいずれを考察するにせよ、これらの国の大部分は金通貨と公定歩合をもっているとは言え、どの国においても金は主要な交換手段ではなく、そして公定歩合は金の対外流出に対して唯一常習の支柱ではない。」⁽⁶⁾としてイギリス以外の他の国において「有効的でない」公定歩合を支えるためにどのような用具が通常導入されているかを考

初期ケインズの貨幣觀(2)

察する。そして金の大幅な流出に対抗するためには①金準備を大量に保持すること、②金の自由な支払を部分的に停止すること、③外国手形、債権を保有することの三ついずれかが必要であることを指摘する。そしてイギリスと同様に国際短期貸付市場において債権国であるフランスの場合は①、②の使用で十分であって③は重要でないとされるが、ドイツの場合(「多くの近隣諸国との関係では債権国であるが、しかし、フランス、イギリスおよびアメリカ合衆国との関係では債務国になりがちである」)⁽⁷⁾は、金準備が充分であるわけではなく、金の自由な支払を部分的に停止せざるを得なかったのであるが、最近では外国手形、債権の保有が著しく増加している様子を表にしめし、ドイツが③の外国手形、債権にいかに依存しつつあるかを具体的に示している。ケインズに言わせれば、「ライヒスバンク当局は、今や、国際短期貸付市場における彼らの地位が、公定歩合を決定さえすれば、あとは無為に事態の推移を待てばよいというようなものでないことを学んだ。」⁽⁸⁾のである。これだけの準備をしておいた上でケインズは第3の説明に取りかかる。ケインズは言う、「もしわれわれが、債権国としての地位がイギリスと比較的に似ているフランス、およびともかくも国際市場を持つ証券の販売によって当面する赤字差額をかなりの程度軽減することができるドイツから、より金融力の小なる他の国に進むならば、中央銀行が外国手形と外国債権保有に依存すること、彼らが金の打歩をすすんで認めようとしていること、および独力で行なわれる公定歩合の不充分なことが、しだいに顕著になってきていることがわかる。」⁽⁹⁾そして完全な自動的金本位制度がいかに稀なものであるかが金融逼迫時、国内的には金に打歩が付される例が、国際的には外国手形、債権が最初に使用される例が示される。次にヨーロッパの各国において準備の一部が外国手形、あるいは外国債権でもつ傾向が増大している基本的な意味ということになると以下のように結論づけざるを得ない。「貨幣市場が高度に発達していないか、または外国との関係でそれほど自立していない国々においては、中央銀行は安全であるためには、その問題をみずから処理し、みずから短期貸出しの貸し手となって国際貨幣市場に入り、海外中心地でみずか

ら資金を投下し、必要とされるときは敏速に引き出すことができるようになればならない。唯一のこれに代わるべき方法は、大量の金準備を保有することであるが、その費用はほとんど耐えがたいほど大きい。新しい方法は安全と節約を兼ね備えるものである。個人が最終の準備を家で現金で保有するよりも銀行で預金でもつほうがより安価でより安全であることを知ったと同じように、いまはじまつた貨幣的進化の第二段階では、各国は彼らの銀行の現金準備の若干部分を（われわれは現時点では、これ以上言及することはできない）⁽¹⁰⁾国際貨幣市場において預金で保有するのが適切であることを学びつつある。」したがつて、イギリス以外の他の諸国においてイギリスの通貨制度とはいくらか違つた、発展してきた型の制度とは、公定歩合と金準備の政策を包含しつつ ①国内通貨と金との交換比率に小変動を認めること（金に打歩を付すること）と、②政府または中央銀行が海外に利用可能な資産を保有することの二点に集約出来る。前者によって国内的取引において不当なほど公定歩合を上げる必要がなくなり、後者によって国内通貨の金平価を維持することに成功しえるのである。

そこでケインズは第4点の説明に移ることになる。「われわれは、今や、インド自身の通貨に立ち帰り、他国通貨とのより正しい関連で、それを見ることができるようにになった。全階梯の一端にはイギリスとフランス—短期貸付市場における債権国一がある。中間の地位にはドイツ—多くの近隣諸国との関係では債権国であるが、しかし、フランス、イギリスおよびアメリカ合衆国との関係では債務国になりがちである一がくる。次にロシアとオーストリア＝ハンガリーのような国—富裕でかつ強力で莫大な金準備をもっているが、しかし、債務国で短期貸付市場では近隣諸国に依存している国一がくる。これらの国の通貨からアジアの大きな貿易国一インド、日本、オランダ領東印度一の通貨にすすむのは容易である。⁽¹¹⁾としてロシア、オーストリア＝ハンガリーの通貨とインドの通貨の本質的な特徴とその基礎にある通貨の論理は实际上相違ないと断定する。つまり、「金為替本位制度の本質一すなわち国内通貨としては金を主として使用せず、国内で国内通貨と交換に金を供給するにもある程度抑制的であり、

初期ケインズの貨幣觀(2)

しかしある極大の相場に達すれば、国内通貨と交換に外国為替を売却し、そのために外国債権を使用するのには高度に意欲的であること一において、両国は一致する。⁽¹²⁾ そして、金為替本位制度はこのようにヨーロッパ諸国が最後の四半世紀の間に発展させてきた通貨制度のより秩序だてられた形式として幾分の前進とわれわれが把握するとき、金為替本位制度が現在の通貨の世界において例外的なものとして処理することは適當ではなく、むしろ通貨発展の新しい流れとして充分批判的に検討する必要があり、ヨーロッパ諸国の例は批判的検討の土壤であると言ふことができる。ここに至れば金本位制度は必ず金通貨をもたなければならないというようなナンセンスな議論は無用となり、次のような結論で結ばれる。「金は國際通貨であって、国内通貨ではない。各国の通貨問題は、必要なときに國際通貨を入手しえない危険に陥らぬようにし、しかもこのことと矛盾しないように實際の金保有を資源の一小部分の浪費に止めるよう努めるところにある。各国にとって正しい解決は、國際貨幣市場における各国の地位と、主たる金融中心地に対する關係の性格とによって、およびそれを攪乱するのは賢明でないと思われるような通貨に関する各国の慣習によって、決定されなければならない。金為替本位制度の是非が判断されなければならないのは、この問題を解決する一つの試みとしてである。⁽¹³⁾」これが前章で分析したインドの金為替本位制度がイギリス以外の他の諸国で発展してきた通貨制度と本質的には一致しているといわれる意味なのである。

ケインズはこの後、金為替本位制度の略史を書き留めて、「インドは、金為替本位制度への道を開いた最初の国ではなかつたけれども、それを完全な形態で採用した最初の国である。⁽¹⁴⁾」と結論するのであるが、その背後にはケインズが「インドの一特殊制度として金為替本位制度を理解するのではなしに金本位制度の主流として金為替本位制度を位置づけている最後の一文は充分注目に値する。「したがつて最近十年間に、金為替本位制度はアジアで普及しつつある貨幣制度となつたといつてもさしつかえない。それはまた、ヨーロッパで普及しつつある傾向と密接に関係していることを私は示そうと試みた。一人の理論家としていう

ならば、それは将来の理想的な通貨における本質的な要素—国際通貨、すなわち価値基準と等価に人为的に維持される安価な国内通貨の使用（それが究極的にどのようなものになろうとも）—を含んでいると私は信じている。しかし今や、細部へ進むべき時である。⁽¹⁵⁾」

III

前章「ルピーの現況」でのケインズの分析がインドの現状を見事に把握したものであることは前稿でわれわれが指摘したところである。本稿では、ケインズ自身の貨幣論的視点、つまり金本位制度を軸にした現実の直視を前提とした上で、われわれがここで注目するのはケインズ自身の貨幣理論、つまり貨幣に対する理解度である。

- (注)(1) 『インドの通貨と金融』からの引用はケインズ全集、第1巻(*The Collected Writings of John Maynard Keynes, I, 1971.*)によりページ数のみを示す。 則武保夫、片山貞雄訳が東洋経済新報社から刊行されたが同訳書にも原典のページ数が入っているゆえ、原典のページ数で統一しておく。なお、則武、片山訳には大変お世話になったが、必ずしも同訳書の通りではない。
- (2) 『インドの通貨と金融』、11ページ。
- (3) 『インドの通貨と金融』、12ページ。
- (4) 『インドの通貨と金融』、14ページ。
- (5) 『インドの通貨と金融』、14ページ。
- (6) 『インドの通貨と金融』、14ページ。
- (7) 『インドの通貨と金融』、19ページ。
- (8) 『インドの通貨と金融』、15ページ。
- (9) 『インドの通貨と金融』、16ページ。
- (10) 『インドの通貨と金融』、18ページ。
- (11) 『インドの通貨と金融』、19ページ。
- (12) 『インドの通貨と金融』、20ページ。
- (13) 『インドの通貨と金融』、21ページ。
- (14) 『インドの通貨と金融』、23ページ。
- (15) 『インドの通貨と金融』、25ページ。

初期ケインズの貨幣觀(2)

先ずケインズ自身の用語、交換手段 (medium of exchange) 概念を明確にし、その意味を検討するなかから問題を展開していくことにする。本章の本文でケインズが交換手段という用語を使っているのは次の七個所である。煩をいとわず列挙してみよう。(1)「1844年までは、実際の交換手段としては、銀行券が金に対するあなどりがたい強敵となる傾向を示した。⁽¹⁾」(2)「しかし、1844年の銀行条令は、この傾向を妨害し、価値基準のみならず交換手段として、金の使用を助長した。⁽²⁾」(3)「しかし、銀行条令は小切手の使用を妨げることは何もせず、ひきつづく50年のあいだに、この交換手段のきわめてめざましい発展により、銀行券や補助鑄貨の使用は重要な発展をすることなく、他のいかなるところよりも、金の節約のためにより完全に適合した貨幣組織へとこの国を導いた。⁽³⁾」(4)「イギリスにおける金貨の使用法は現在では、三つである一習慣的に現金払いを要求される鉄道旅行の支出のような、ある種の現金支払のための（交換手段）、賃金支払のための（交換手段）、そして外国への正貨の流出に応ずるための交換手段としてである。⁽⁵⁾」(5)「イギリスの貨幣制度の基本的な特徴は、したがって、主要な交換手段としての小切手の使用と、当面する対外債務の差額（とそれによる金の輸出入による流れ）を調整するための公定歩合の利用である。⁽⁶⁾」(6)「しかし、ヨーロッパの国々に限定して、われわれが、たとえばフランス、オーストリア＝ハンガリー、ロシア、イタリア、スウェーデン、またはオランダを考察すると、いずれにしても大部分のこれらの国は金通貨と公定歩合をもっているが、どの国においても金は主要な交換手段ではなく、そして公定歩合は金の対外流出に対抗する唯一常習の支柱ではない。⁽⁷⁾」(7)「たとえわれわれが、金通貨によって金が主たる（交換手段）であり、あるいは全体としては非常に重要な交換手段であるのだと事態を示そうとしても、いかなる国もかつてこのような状態にあったことはない。⁽⁸⁾」ここに取出された七つの交換手段概念を整理すると、(4)の使用方法と(4)以外の他の使用方法には区別が必要である。なぜならば(4)で使用されている交換手段概念は明らかに金貨そのものと結びつけて使用されており、つまり他の商品と区別された特殊な商品である貨幣商品金が

交換手段として取り出されているのに比して、(4)以外の他の使用方法は貨幣そのものがはたす一機能が問題にされているにすぎない。わかりやすくするためにマルクスの使用方法によれば、交換手段概念は特別な商品である貨幣を他の商品と区別するのに用いられている概念であるのに比して、貨幣の一機能である商品流通を媒介する手段としては流通手段概念を使用するのに該当している。マルクスにおいては商品と貨幣の区別が先ず第一義であり、その区別にもとづいて貨幣の機能つまり価値尺度機能に対応する流通手段機能が明確にされるのである。とすれば、ケインズが交換手段という概念の使用によって商品と貨幣の区別をあいまいにしているということになるのであるが、それが具体的にどのような形であらわれているかを見とどけるのがわれわれの課題となる。

そのためには次のケインズの一文に注目する必要がある。「しかし、外国の観察者はイギリス人が机の中に小切手帳をもっているという事実よりも、ポケットにソヴリン金貨をもっているという事実の方により強い印象を受けたようにみえる。そして仲介人とロンドン貨幣市場の独特的な組織およびイギリスの債権国としての地位よりも、公定歩合の『効力』と木曜日の理事会の審議に、より多く注目した。このようにして、彼らは実体よりも形式を模倣することとなつた。彼らは、金本位制度を導入したとき、金通貨もいっしょに作った。⁽⁹⁾」ここでケインズはひたすら金通貨を軸にした金本位制度を批判するのであるが、ケインズの批判の視角は自国の金通貨つまりソヴリン金貨を持ち当時金融の中心地であったイギリスを背景にして組立てられているのである。別の言い方をすれば金本位制度下に打ち立てられた批判であるからこそ一面では正当でありえたのである。確かにケインズの言うように、金本位制度に移行するには金通貨さえまねたら、あるいはそれを支える公定歩合政策さえまねたらそれですむというようなものではない。各国それぞれの国際経済のなかにおかれた位置を考慮したうえでの移行が賢明であることは言をまたないが、ケインズがいうほど簡単なことではない。なぜならば商品世界である以上、商品の論理というようなものあるいは商品生産社会の無政府性を無視して、人と人との関係が即、物と物と

初期ケインズの貨幣観(2)

の関係として把握されるわけのものではない。ケインズはこのことを前章でインドのルピーの現況の分析から演繹するのであるが、すなわちインドが金本位制度に移行せざるを得なかったとき、インド独自の通貨を持たなければならぬという大多数の意見が結局は否定されていく過程を、人々が作りあげていく制度のほぼ10年間の歴史として把握したのであるがその際、われわれが前稿でも指摘したインドと本国イギリスとの関係、とりわけ1899年、イギリスのソヴリン貨を1ルピー=1シリング4ペンスの法貨とする法律と、1910年、10ルピーと50ルピーの通貨紙幣を一般法貨とし、イギリス金鑄貨と交換に紙幣発行を命ずる法律を無視してはいけない。いや、それ以上に金本位制度下に、金鑄貨は必要ないまでも金が通貨制度の基礎にあることを忘れてはならない。つまり特殊な商品である貨幣商品金の存在である。各国が国際経済の中に投げこまれる以上、金本位制度下であればなんらかの形での金とのリンクが問題にされるのである。以上のこととはケインズ自身が問題を提供した現状が金本位制度下の現状であり、現状を分析した彼の視点が金本位制度を軸にすえたものであることを念頭におくならばケインズの積極的な面も前文で表現されているといえる。それはマルクス流に言えば価値尺度と流通手段の統一として貨幣を把握し、貨幣の一機能としての流通手段機能の展開として理解する場合である。ここで価値尺度と流通手段の統一としては金本位制度下であるから貨幣商品金が存在し、金を中心にして貨幣制度が存在し、国際経済のなかに各国が位置づけられるという指摘である。そこで流通手段機能を見るに、イギリスにおいては国内的には小切手によってこの機能がはたされ、又国際的にはイギリスが国際金融の中心地であるゆえに債権債務の関係をとおして金の節約が可能なのである。これをわれわれはどう把握したらよいかということになると通貨は金、制度は公定歩合政策という理解は商品生産社会から生み出された貨幣と、商品生産社会における各国の関係とを無視した理解でありケインズ流に言えば実体を無視し、形式を模倣した一面的な理解にすぎないのである。そこには商品と貨幣の問題としてよりも貨幣内部の問題としてケインズの指摘を生かしていく方法がある。

いやむしろ商品と貨幣の區別は金本位制度下における金が特別な位置にあったがゆえに、せいぜい金地金と金鑄貨の區別ぐらいしか問題にならなかつたともいうことができる。それは金本位制度と大枠がくくられたときに、制度というものをいかに把握するかというケインズ独自の見方に注目する必要がある。そしてケインズの見方の根底にあるものは、物と物との關係（商品關係）に裏付けられた人間と人間の關係の強調であるといえる。そのことは物と物との關係には注目するが肝腎な人と人の關係を無視した理解に対するケインズの批判がある。金鑄貨のみに注目し、具体的な商品の取引關係を制度のなかに組みこんだ小切手帳の無視はケインズにおいては許せないものであり、又國際經濟のなかにおける自国の位置を無視して公定歩合政策によって金の節約がなされうるという考え方は制度そのものを作りあげるのが人間であるというケインズの立場からすれば当然制度そのものが立っている基盤が無視されているとして認めるわけにはいかないのである。

そのような整理の上にたって、ケインズが本章で問題にしている点を順次検討するならば次の結論が得られる。第1のイギリスの通貨制度はイギリス独特のものであつて他の環境に適さないということは、國際短期貸付市場におけるイギリスが債権国であるという事情の指摘であり、第2の「健全」通貨という伝統的な考え方はイギリスの通貨制度のごく表面的なところから引き出されたものであることは、キラキラ光る金通貨のみに注目し具体的に商品取引關係を制度のなかに組みこんだ小切手帳を無視した人々に対する警告であり、第3のイギリス以外の他の諸国においてイギリスの通貨制度とはいくらか違った型の制度が発展していることの説明においては、イギリスと対極的な諸国（ロシア、オーストリア＝ハンガリー）を上げて説明するのではなくに、非常にイギリスとよく似た諸国（フランス、ドイツ）から説きおこしているところに注目するならば、制度そのものは人間と人間の關係からいかに作り上げられていくかが問題であり、すなわち人間と人間の關係から制度が作り上げられる以上、制度というものは漸進的にしか作り上げられないものであり、極端に違った制度が突

初期ケインズの貨幣観(2)

発的に作り上げられるものではないということのケインズの強調と受取ることができる。そして最後のインドの通貨制度はイギリス以外の他の諸国で発展してきた制度と本質的には一致していることの指摘に対しては、インドの制度というものが、漸進的に作り上げられてきた制度そのものが最終的に典型的な形態にまで完成するまでにはほぼ10年の歳月を要したことをケインズはインドを通して具体的にわれわれに示してくれたものであると理解できる。とするとケインズがわれわれに示唆したことは、単に通貨の問題ではなしに制度を含めた通貨理解であり、そのことがケインズをして金本位制度下の一特殊制度として金為替本位制度を正しく位置づけえたのであると理解してもまちがいではあるまい。そのことは本章の末尾で述べられているケインズの次の文章からも論証しえる。「中国においては、周知のように通貨改革はまだ成就されていない。金為替本位制は中国を金の基礎にもってゆく唯一可能な方法であって、それに代わる政策(わが国の外務省の政策)は、取敢えずは通貨と同様に銀本位で満足すべきものとする。」⁽¹⁰⁾ この文章はインドの制度が完成され、その規定が広く知られるようになってから、アジアでもそれ以外でも模倣されてきたという文章の後に出てくるのであるが、ケインズがこの文章で言っていることは中国を金本位制度にもっていこうとする場合、金為替本位制度しかないにもかかわらず、イギリスの政府当局のやっていることは、通貨としても銀、制度としても銀本位制度をおしすすめていることになり、世界の大勢としての金本位制度に逆行しており、永久に中国を国際経済のなかで孤立化させるものであると批判しているのである。ケインズは国内通貨として銀通貨を認めることは決して中国を銀本位制度のままに放置しておくことを意味せず、国際通貨としての金の位置を認め国内通貨と国際通貨の関連さえ明確にしたならば中国においても金為替本位制度樹立つまり金本位制度への移行は充分可能であることを示唆しているのである。ここにはケインズ自身によって、通貨と通貨制度との関係が明瞭に示されている。

IV

われわれは、ケインズの金為替本位制度についての論述とそこでの問題点を検討してきた。ここでは前章の分析を通じてえた前稿の結論と関連づけて次のように整理することができる。

前稿の分析で金為替本位制度は金本位制度下の一特殊制度であると結論づけたのであるがそのことは本章での次の文章によってケインズ自身が裏付けてくれる。「アメリカ合衆国に導かれる強力な一意見集団は、インドを手本とする金本位制度の早急な導入に賛成している。⁽¹⁾」つまり、インドの金為替本位制度は明らかに金本位制度の一環としてくみこまれていることの示唆は、ケインズ自身が金本位制度を軸として現実を直視したことを考えあわせれば当然の帰結である。

次にわれわれはケインズ自身を現実主義者と決め付けたのであるが、そのことは次の文章によってわれわれはより一層ケインズの面目を伺い知ることができる。「リンゼイ案は政府官僚と主要な金融業者によって厳しく批判された。ファウラー卿はこの案を「すべての通貨に対して直接に触れることの可能な金の裏付けを求める根深い先入観をもっている通常のイギリス人の心理にとっては

(注)(1) なお、『インドの通貨と金融』22ページの注ではmedia of exchange という用語が登場している。念のためにその一文を訳しておけば、「しかし、交換諸手段（media of exchange）はいぜんとして紙幣と銀貨であり、以前におとらずオランダ銀行は輸出のためにのみ金を保有し、国内流通には金を抑止する政策を遂行している。」

なお交換手段の傍点は片岡。以下同様。

- (2) 『インドの通貨と金融』、11ページ。
- (3) 『インドの通貨と金融』、11ページ。
- (4) 『インドの通貨と金融』、11ページ。
- (5) 『インドの通貨と金融』、12ページ。
- (6) 『インドの通貨と金融』、13ページ。
- (7) 『インドの通貨と金融』、14ページ。
- (8) 『インドの通貨と金融』、21ページ。
- (9) 『インドの通貨と金融』、14ページ。
- (10) 『インドの通貨と金融』、25ページ。

初期ケインズの貨幣観(2)

あまりにも巧智すぎる〉と記述した。ロスチャイルド卿、サー・ジョン・ラボック（エイブリー卿）、サー・サムエル・モンターギュ（故スウェイズリング卿）はみな、眼に見える金通貨を欠くいかなる制度も、不信をもって見られるであろうと委員会で証言した。アルフレッド・ドウ・ロスチャイルド氏は〈実際、金貨のない金本位制度は、自分にはまったく不可能にみえる〉とまでいった。この型の金融家は、実際の経験によって彼らに示されないかぎり、いかなるものも実行可能であると認めようとはしない。したがって、彼らは新しいものを支持することはめったにないであろうということになる。⁽²⁾ここで、リンゼイ案は今でこそインドで採用された金為替本位制度として周知の事実であるが、最初はいかに現実を知っていると思われる人々——政府官僚、主要な金融業者——によって否定されたかをケインズは示すことによって、一つは現実に深くかかわっている人々が必ずしも現実を一番知っているわけではないということを指摘しつつ、二つにはそのような人々を説得しながら新たな制度が打ち立てられていくとすれば、新たな制度は突然に出来あがるのではなくに漸進的に出来あがっていくものであることをわれわれに示唆してくれている。われわれが前稿で金為替本位制度の成立を1899年から1910年のほぼ10年間にわたる帶としてケインズの叙述を理解したことはここの整理でより明瞭になったと言えよう。又、金為替本位制度の略史を述べるに際して、オランダを例として上げ、通貨は銀と紙幣、準備は一部は金、一部は外国手形によってオランダの通貨制度は成功裡に試練に耐えたとしながら、次の注を併記するケインズの強かさ、いや強さを無視することは出来ない。「最近の20年間に、しかしながら、オランダ銀行はその銀貨の過剰蓄積の大部分を取り崩し、しだいに以前よりもより多くの金保有と、より少ない外国手形保有に依存するようになってきた。1892～3年においては、180万1409ポンドの外国手形はその資産（銀貨を除く）の16パーセントであったのが、1911～12年においては、138万9139ポンドすなわちその資産（銀貨を除く）の約5.5パーセントに減少した。しかし、交換諸手段はいぜんとして紙幣と銀貨であり、以前におとらずオランダ銀行は輸出のためにのみ金を保有し、国内流

通には金を抑止する政策を遂行している。金蓄積のほとんど大部分は延べ棒と外国鑄貨の形である（しかしながら、1912年末には新しい銀貨鑄造を避けるために、5フロリン金貨の導入の提案があったことを付け加えておく）⁽³⁾。」自分の論証にたとえ不利になろうとも、現実は現実として現実を直視するケインズの姿には清々しささえ感じることが出来る。若きケインズの現実直視の新鮮さと鋭さと強さ、ここにこそ理論家ケインズがあり、現実主義者ケインズが存在することがわかる。

最後に本章の分析から得られた結論ということになるが、一言で言ってケインズ自身が貨幣論的視点に立っていた——金本位制度を軸にして現実を直視した——ことは認めるにしても、彼の貨幣理論そのものは未熟であり、ほんの出発点にしか立っていなかったと断定してもさしつかえない。貨幣そのもの（価値の尺度と流通手段の統一としての貨幣商品金）を意味する場合と貨幣の一機能（流通手段機能）を意味する場合とを両者を同一のものとして交換手段概念で把握していることは、当時が金本位制度下であったればこそ一応現実を把握出来たとしても、金本位制度離脱下の現下の分析にはこの程度の貨幣理解ではとても複雑な現代資本主義は解明することは出来ない。しかし、われわれはここでケインズを見捨てるのではなくに、ケインズに従ってインドの通貨制度の詳細な分析のなかからケインズ貨幣理論の具体的な内容を把握するとともにその展開を批判的に検討する作業を続けることにしよう。

(注)(1) 『インドの通貨と金融』、25ページ。

(2) 『インドの通貨と金融』、24～5ページ。

(3) 『インドの通貨と金融』、22ページ。